

安房郡市消防本部・館山消防署合同
庁舎照明器具 LED 化改修工事
仕 様 書

安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部

安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎照明器具 LED 化改修工事仕様書

1 工事名 安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎照明器具 LED 化改修工事

2 工事概要

- (1) 受託者は、施工に当たり必要となる関係法令等に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。
- (2) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、撤去した設備・資材等を適切に運搬・処分・保管する。
- (3) 屋内照明設備のうち、LED化がされていないものについて、原則として全てLED照明への更新を行う。現在、管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具についてもLED照明への更新を行う。

3 対象施設

工事場所 千葉県館山市北条686番地1

安房郡市消防本部・館山消防署合同庁舎照明器具 LED 化改修工事

【消防庁舎】

構造 : 鉄骨造
階数 : 2階建て
延べ面積 : 2558.17 m²

【駐輪場】

構造 : 軽量鉄骨造
階数 : 平家建て
延べ面積 : 19.76 m²

4 履行期間

契約日の翌日から令和8年1月30日まで

5 提出書類

提出については、原則として書面により行うこと。

(1) 契約締結時の提出書類

- ・契約書
- ・着工届
- ・主任技術者等選任通知書

(2) 工事着手前の提出書類

- ・施工体制表及び連絡体制表
- ・総合施工計画書
- ・作業月報及び作業工程表（月間）

(3) 工事完了後の提出書類

ア 完成図書

- ・ 機器取扱説明書
- ・ 保証書
- ・ 完了届
- ・ 打合せ記録
- ・ 施工写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする。）
- ・ 照度測定結果、絶縁測定結果及び試験成績表
- ・ PCB有無及びアスベスト含有に関する報告書（随時提出）
- ・ 産業廃棄物処理委託契約書の写し
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可書及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- ・ 産業廃棄物管理票の写し（電子マニフェストも可）
- ・ その他必要なもの

イ 完成図

- ・ 電子データ（図面はCADデータ及びPDFデータ）
- ・ 二つ折り製本A3縮版 2部

6 工事内容

対象となる施設の照明器具の設置状況を踏まえて、自ら行った提案に基づき、本工事に係るLED照明器具の更新について、本組合と合意した内容で実施するものとする。

業務の実施に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）をはじめ必要な法的資格等を保有していること。

(1) 業務概要

- ア 受託者は、契約後速やかに対象施設への現地調査を行った上で、施工検討を行う。
（設計図書に記載の品番や数量はあくまで参考である。現地調査の上、寸法・仕様・数量等に問題がないか現場ごとに確認すること。）
- イ 作業計画書（使用器具、施工検討、日程調整含む）を作成し、本消防本部の承諾を受けること。
- ウ 現場施工について、作業計画書に沿って実施されているかを管理し、作業の進捗状況について、毎月初めに担当者へ書面報告すること。
- エ 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に担当者と協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- オ 作業完了後に完成図書及び完成図を作成し、施工写真と合わせて本消防本部に提出すること。なお、完成図は照明器具の個数と設置場所が分かるように作成する。
- カ 受託者は、本業務完了後、速やかに担当者の検収を受けることとする。検収の結果、補修等が必要と認められる場合は、受託者は直ちに補修等を行い、再度検収を受けることとする。

7 LED照明器具の仕様

(1) 一般事項

- ア 本業務におけるLED照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具の本体を更新することでLED化するものである。
また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管LEDランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。
- イ 公共施設用照明器具(JIL5004)を製造しているメーカーより選定すること。また、公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- ウ 製品のメーカーは、ISO9001(品質)及びISO14001(環境)認証を取得していること。
- エ 照明器具及び光源(LED)は新品であること。
- オ 対象施設内の既設照明器具がLED照明器具である場合、担当者に報告するとともに、原則として更新対象外とすること。
- カ 既設照明器具について、管球を取り外し、点灯を間引きしている場合は、担当者に報告するとともに、LED照明器具への更新を行うこと。
- キ 既設照明器具が防雨・防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- ク 使用する器具は、担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承諾を得ること。
- ケ 一つのメーカーが使用を想定している全ての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混同しないように、照明器具の種類(ベースライト、ダウンライト、ブラケットライト、高天井照明等)ごとに同一メーカーの製品で統一することとする。
- コ 照明器具の保証期間は、3年とし、保証期間内については、交換費用を受託者において負担するものとする。なお、保証期間の始期は別途協議による。
- サ 保証期間内に消防本部の責めに帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受託者の責めに帰すことができない場合は、この限りでない。

(2) LED照明器具の性能・構造

- ア 光源(LED)寿命40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品であること。
- イ 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色・照度が異なる箇所については、事前に担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、担当者との協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、担当者に事前に相談、確認すること。
- ウ LED照明器具の使用に当たり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。

また、LED更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

8 更新作業に関する仕様

(1) 現地調査・設計

- ア 現地調査を行うに当たり、担当者に事前連絡をすること。
- イ 現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ウ 現地調査後、作業計画書（使用器具、施工計画、試験計画含む）を作成し、打合せを実施すること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出をすること。
- エ LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- オ LED更新作業に当たっての安全管理については、担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させるものとする。安全確保に必要な措置については、受託者の負担により行うものとする。また、作業に伴い発生した施設の不具合や事故についても、受託者の負担により行うものとする。
- カ 作業に伴う足場について、その設置に伴う費用は受託者が負担するものとする。また、事前に設置期間や設置方法等について、担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。
- キ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、事前に担当者と協議の上、作業計画書に反映させるものとする。
- ク 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書に記載し提出すること。
- ケ 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に担当者と調整すること。
- コ 照明器具に既設パーテーションが干渉している箇所は、パーテーションを一度撤去して照明器具の更新を行い、パーテーションを元の状態に復旧すること。
この費用については、受託者の負担で行うこと。
パーテーションを撤去する際の作業場所の確保について、庁内各部署に物品の移動の周知を行う必要があるため、日程に余裕を持って計画を立てること。

(2) 現場施工

- ア 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠することとし、電気事業法等の関係法令を遵守することとする。また、上記以外の作業（足場の設置等）についても、担当者と協議し、作業全体を通して施設運営に支障のないよう実施すること。
- イ LED器具の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は、支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した方法で実施するものとする。
- ウ 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じな

いように処置を行うこと。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないように配慮すること。

エ LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真で報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に担当者へ現状の照度以上となる提案を行うこととする。

オ 撤去した既設照明器具について、PCBを含むものがあつた場合は、報告書を作成の上、仮使用時に提出すること。PCBを含む安定器等があつた場合には、取扱いについて担当者と協議するとともに、完成図書により報告すること。

カ LED更新作業において、照明器具以外に使用する材料についても全て新品を使用するものとする。

キ LED更新作業に際して、既設天井ボードを開孔する必要がある場合で、アスベスト含有の有無を調査する必要がある場合は、担当者に結果報告の上、関係法令に準拠した適切な方法で作業を行うものとする。その場合の調査及び処分に必要な費用は受託者が負担するものとする。

ク 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行う。机や椅子等の養生や移動については、担当者と協議の上、その方法について決定すること。

ケ 作業完了後は床等の清掃を行うこと。

コ 作業に伴う電力の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないこと。

サ 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。

シ 現場作業時間は、原則として月曜日から金曜日までの、それぞれ午前9時から午後5時までとする。ただし、音の出る作業など業務中の工事が出来ない場合は担当者と協議し、作業全体を通して施設運営に支障のないよう実施すること。

セ 足場を設置する場合は、施設の動線について、安全に通行ができる状態を確保すること。

9 その他

(1) 受託者は、更新した照明器具の使用について、更新確認後に速やかに仮使用を開始すること。仮使用が遅れることにより施設に支障を来す場合は、速やかに担当者に連絡をすること。施設全体の検収が完了次第、本使用を開始することとする。

(2) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当者と協議することとする。